

令和6年度 第2回豊明市子ども・子育て会議 議事録

令和6年10月4日（金）
午前10時00分～11時15分
豊明市役所新館1階 会議室4

【出席委員（敬称略）】

鈴木裕子、加藤雪絵、岩井千晶、本田敏倫、森本美保子、岡元洋子、澁谷友木子、
八本晋好、石原正枝、岡裕香、外山美香、岩月了菜（計12名）

【欠席委員（敬称略）】

漢人直之、笠原尚志（計2名）

【事務局】

（健康福祉部長）中村泰正
（こども保育課）小川正寿、柴田美由紀、田口貴大
（学校教育課）秋永亘正、森田愛
（子育て支援課）松村清子、若井雅宏、横井友香

【オブザーバー】

株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 鈴木楓

【議事】

（事務局）

定刻になりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。ただいまより令和6年度第2回豊明市子ども・子育て会議を開催いたします。本日の委員の出席状況についてご報告いたします。委員14名のうち12名の方のご出席をいただいております。過半数の出席がございますので、会議は成立いたします。なお、この会議は公開等に関する取扱要領に基づき公開することとなっておりますが、本日の傍聴人はいらっしゃらないことをご報告いたします。
はじめに、健康福祉部長よりご挨拶をお願いします。

（健康福祉部長）

日頃より本市の子育て支援事業にご理解とご協力を賜り、大変ありがとうございます。本日は、第3期豊明市子ども・子育て支援事業計画の骨子案を提示させていただきますので、積

極的なご意見を賜りたいと思っております。今、こども政策について国や県からいろいろと
言われており、先日も県より第2子以降の保育料の無償化について、令和7年10月を目標
に準備を進めるという方針が示されました。今後、手当の拡充や政策についても出されると
思います。本市としましても子どもにとって何が一番大切かという視点で、しっかりと取り
組んで参りたいと考えております。また、皆様方のご意見を賜りながら取り組んで参ります
ので、引き続きよろしくお願いいたします。

(事務局)

議題に入る前に、委員の委嘱について説明をさせていただきます。前回の任期が終了しまし
たので、継続していただいた委員と新たに委嘱された委員にご出席いただいております。今
回の任期は、令和6年9月1日から令和8年8月31日までの2年間となっております。お
一人ずつ委嘱状をお渡しするのが本来ではありますが、机上に委嘱状を配付させていた
いております。ご了承ください。初めて委員になられた方もお見えですので、順番に自己紹
介をお願いしたいと思います。

～委員より自己紹介～

ありがとうございます。なお、漢人委員、笠原委員は、本日欠席のご連絡をいただいておりますので、ご承知おきください。続いて、事務局より自己紹介します。

～事務局より自己紹介～

本日は、第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務の受託業者であります株式会社ジャパ
ンインターナショナル総合研究所の方にもオブザーバーとして出席していただいております
ので、自己紹介をお願いします。

～株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所より自己紹介～

ありがとうございます。この会議は、子ども・子育て支援事業計画を推進するために委員の
皆様からの意見をお聞きし、地域の現状を踏まえてご審議をいただく場となっております。
今後は、このメンバーで第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けてご協議いただき
ますので、何卒よろしくお願いいたします。

それでは、今回の任期における会長の選出をしていただきます。規則では委員の互選により
定めることになっていますが、どなたか立候補もしくは推薦はありますでしょうか。

～鈴木委員を推薦する発言あり～

(事務局)

鈴木委員を会長に推薦するご発言がありました。委員の皆様、いかがでしょうか。賛成の方は拍手をお願いします。

～一同拍手～

(事務局)

それでは、鈴木委員に会長をお願いします。鈴木会長には、会長席へのご移動をお願いします。続いて、副会長につきましても、規則で委員の互選により定めることになっています。どなたか立候補もしくは推薦はありますでしょうか。

～岩井委員を推薦する発言あり～

(事務局)

岩井委員を副会長に推薦するご発言がありました。委員の皆様、いかがでしょうか。賛成の方は拍手をお願いします。

～一同拍手～

(事務局)

それでは、岩井委員に副会長をお願いします。岩井副会長には、副会長席へのご移動をお願いします。ここで、会長と副会長に一言ご挨拶を頂戴したいと思います。鈴木会長、よろしくをお願いします。

(会長)

ご推薦いただきました、愛知教育大学の鈴木と申します。引き続き会長をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。先程、健康福祉部長からお話がありましたが、世の中の動きが非常にとらえにくい状況です。特にこども政策に関しては、国の省庁として文部科学省とこども家庭庁があり、政策も縦割りで降りてくることもあり、私たちも状況が掴めないうです。誰のためにやるかということをつい忘れがちになります。もちろん親御さんも大事だけれど、結局子どもが我慢させられて不幸な目に遭うというような子育て支援であってはいけないと思います。しかし、子どもはなかなか声を上げることができませんし、選挙権がないのでついなおざりにされてしまう。豊明市の子ども・子育て支援における質というものいかに計画の中に盛り込んでいけるかという、大変責任ある仕事だと思います。皆様の力をお借りできたらと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

(事務局)

ありがとうございました。岩井副会長、お願いします。

(副会長)

豊明市社会福祉協議会の岩井です。普段は生活支援総合相談グループとひきこもり相談窓口「はばたき」の両業務を担っております。社会福祉協議会としましては、地域全体の子どもから高齢者までいろいろな世代の方に豊明市の中で過ごしやすく、いきいきと生活していけるようにと思っています。今回は子ども・子育てということで、この場でも皆様と一緒に考えていけたらと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。以降の進行は、鈴木会長にお願いいたします。

(会長)

次第に沿って進めてまいります。議題（１）「第３期豊明市子ども・子育て支援事業計画骨子案について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

<資料１「施策体系検討資料」及び資料２「第３期豊明市子ども・子育て支援事業計画骨子案」に基づき概要を説明>

- ・第３期計画における施策体系について、「基本目標」は３つの整理でよいか、「施策」や「取組」について、漏れている視点や追加した方がよい項目がないかなどのご意見をいただきたい。
- ・第３期計画の内、第１章から第３章を中心にご協議いただき、本会議のご意見を踏まえて、次回までに第４章と第５章も含めた計画全体の素案を作成していきたいと考えている。
- ・今回は計画の大枠の審議であり、12月上旬には計画全体を審議する。1月に計画案を公表し、パブリックコメントを実施し、2月中旬にパブリックコメントの意見を反映した計画案の最終的な審議をしていただき、3月中に計画を完成していく予定である。

(会長)

ありがとうございました。いろいろな方面からの説明がありましたが、ご意見やご質問などはありますでしょうか。

(委員)

第２期計画の取組に無いもので第３期計画にある、「①妊娠・出産・産後を支援する体制の

充実」や「⑪子どもの権利の意識啓発」「⑫子どもの参画機会の充実」は、加わった背景が何かあるのでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。「①妊娠・出産・産後を支援する体制の充実」には、国の政策でも「産後ケア事業の提供体制の整備」がうたわれており、本市としても産後ケアを充実していきたい。子育て支援課の中に、おやこ健やか係という保健師が常駐している部署と、子ども家庭相談係という主に虐待などの家庭相談を受ける相談員が常駐している部署があり、連携をして「こども家庭センター」と位置付けて、切れ目のない支援を継続的に行う体制づくりという意味を「①妊娠・出産・産後を支援する体制の充実」に込めています。「⑪子どもの権利の意識啓発」「⑫子どもの参画機会の充実」は、国も子どもの権利を法令の理念として掲げており、本市としても子どもの権利を尊重し、重要視していきたい。また、こども基本法、こども大綱でも定められているように、子どもをまんなかに据えて、子どもを中心に考えていきたいという思いがあるため、この取組を位置づけています。

(会長)

いろいろなご意見や気になることがあれば言っていただくといいと思います。私は2-3「配慮が必要な」という表現について、もう少し他の表現はないかと思う。例えば、親や当事者からすると「私は配慮が必要な子どもだった。」とってしまう。もう少し多文化的な、共生的なイメージの言葉で語れないかなと思います。あと、基本目標の順番ですが、子どもをまんなかに据えた取り組みをしていきたいということであれば、基本目標1「安心して妊娠・出産・子育てができる」と基本目標2「子どもの権利を尊重し、心豊かな子どもを育てる」を入れ替えてもいいと思います。行政としては、具体的に政策や制度、枠組みを作ることが大事という意味で1つ目なのか。基本目標はシンプルに「親」「子ども」「地域」とターゲットがはっきりしているので分かりやすいのですが、順番が気になります。

(委員)

妊娠・出産・子育てが安心してできる環境がないと子どもが産まれにくいという意味で1つ目なのかもしれませんね。

(会長)

なるほど。まず子どもを増やす少子化対策が1つ目ということですね。ただ、子どもの権利はなおざりにするのは難しいと思います。制度的にも「子ども支援」は「親支援」より不足しますよね。また、「切れ目のない」とは出産前後の表現でしょうか。国は生涯にわたり切れ目がないというような100年にわたりという意味で使っています。この「切れ目のない」は、出産後の子育ては永遠に続くから切れ目なくという感じですかね。切り口はどこからで

も結構ですので、ご意見などいかがでしょうか。実際に園長先生方から見たら、自分たちが取り残されている感じは無いですか。

(委員)

私は、基本目標の3つ、保護者支援、子ども支援、地域のフォローという形で過不足なくて良いと感じています。幼稚園の立場として、この後具体的にどうなるのかは分からないですけど、骨子案として違和感は無いです。

(会長)

ありがとうございます。

(委員)

学校としての視点ですが、子どもを中心と言いつつ、どうしても決まりごとは先生が決めるのでなかなか難しい状況です。視点をどこにするかという点ですが、基本目標2「子どもの権利を尊重し、心豊かな子どもを育てる」では大人が子どもの権利を尊重するという、大人が主語になっています。表記の問題かもしれないですが、「子どもの権利が尊重され、心豊かな子どもが育まれる」と子どもを中心の視点にするとか、そういうところが大事だと思います。学校にとっても難しいところですが、そうしていこうと思いました。

(会長)

表現的に子どもを主語にする方がもっと強調されるということですね。子どもの支援が結局大人の支援になってしまうということにならないようにしたいですね。

(委員)

先程、会長がおっしゃった2-3「配慮が必要な」という表現について、実際、私どもの園では、保育の中で「配慮が必要な」とか「困った」とかの表現は使わないようにしています。インクルーシブというか、みんなで保育を育もうと努力しています。資料をもらった時は第2期計画の時にも記載がありますし、一般的にも使う言葉なので引っかけからず読みましたが、いつもの自分たちのあり方と違うので、具体的にどのような言葉が良いのかは思いつきませんが、やはり引っかけます。

(会長)

ありがとうございます。何かお知恵があればお願いします。

(委員)

「様々な子どもへの支援」だと、ふんわりしすぎますか。

(会長)

「多様な子どもへの支援」などですかね。

(委員)

他の所ですが、1-4「ひとり親家庭支援の充実」の中に「⑩就労に関する支援の充実」とありますが、両親揃っていたら支援は必要ではないのかと疑問に思う。1-3「育児における経済的支援」では駄目なのか。「⑩就労に関する支援の充実」は、ひとり親家庭だけの支援内容なのですか。

(事務局)

子育て支援課の業務に、国の事業であるひとり親家庭への就労支援があります。だからといって両親揃っていたら支援しない訳では無いです。ひとり親家庭のみが受けられる支援もありますが、そうではない支援もあります。

(委員)

両親が揃っている家庭でも子どもを預ける場所がなくて働けない親、仕事と家庭の両立ができる仕事を探している親も多いと思います。時間に融通のきく仕事がなくて働きたくても働けない親も大勢いるので、ひとり親家庭だけではなく、全家庭の経済的支援に繋がると思います。

(会長)

ありがとうございます。1-4「ひとり親家庭支援の充実」を「⑩就労に関する支援の充実」と並べるべきか、含めた方がいいかという問題ですね。実際の施策としてはひとり親家庭のための支援事業があるということですね。

(事務局)

ひとり親家庭の方への支援事業として、自立支援員がいて、相談業務などを行っています。

(会長)

どのような制度で運用する方法や部署などの現実的な問題もあると思います。考え方として1-3「育児における経済的支援」と「⑩就労に関する支援の充実」は中身が一緒ではないのか。含んだ方が意味付けできるとは思いますので、ご検討ください。

(委員)

2-3「配慮が必要な」にはやはり違和感があります。時代の流れもあるので「配慮」とい

う言葉を他の表現に変えた方がいいと思う。あと、第2期計画では「⑧家庭外でのコミュニケーションが困難な子ども」になっていたが、第3期計画では「㉓ひきこもりの子ども」という表現になったのは何か意味があるのですか。保護者の立場から「ひきこもり」と言うと、不登校などいろいろな形がある。実際にひきこもっていないとひきこもりじゃないと思ってしまう。「ひきこもり」とか「障がい」とか言葉の枠にはめた方が政策はやりやすいと思いますが、言葉として挙がっていることに少し違和感を覚えます。

(事務局)

第2期計画では「⑧家庭外でのコミュニケーションが困難な」と曖昧な表現をしていますが、事業として「ひきこもり対策・ひきこもり支援」がぶら下がっています。こども大綱で「ひきこもり」という言葉が使われていることもあり、実際支援を行っている取り組みなので今回は表現として取り出しました。先程の「配慮が必要な」と一緒に、なかなか良い表現が見つからず現状の形にしています。何か他に良い表現があれば教えていただきたいと思います。

(会長)

「㉓ひきこもりの子ども」は18歳までですか。不登校は含まないのでしょうか。「不登校」や「ひきこもり」とラベリングをすると意味づけになってしまう。ただ何か名前を付けないと支援がしにくいということはありませんが。

(委員)

「ひきこもり」というと家庭内のコミュニケーションも取れない状況ですよ。完全に部屋の中でシャットアウトしているというイメージが私の中ではあります。

(事務局)

「ひきこもり」には様々な形があります。例えば自分の好きなことであれば表に出られる子、コンビニだけ行ける子、全然家から出られない子、コミュニケーションが取れない子、これらの子はすべて、広い意味では「ひきこもり」という状態になる。「ひきこもり」という言葉には定義があると思いますので、そういう意味では第2期計画の「⑧家庭外でのコミュニケーションが困難な」の方が合うようなイメージがあります。

(副会長)

国で定められている定義としては、家庭外の活動、例えば就労や就学を6か月以上にわたり行っておらず、概ね家庭に留まり続けている状態を「ひきこもり」としています。社会福祉協議会の「はばたき」としては、いろいろな相談が来ても困ってしまうのでイメージがつきやすい「ひきこもり」という表現を挙げています。ただ、「はばたき」で「ひきこもり」の

定義は定めていなくて、家の中で自由に生活できて親とも会話ができるけど外に行けない人も、コンビニには行ける人も、1人の友達とは仲良くできるけど働いてない人も幅広く「ひきこもり」と呼んでいて、これがひきこもりですとは言い辛くはあります。

(会長)

言葉はともかく、「障がい」「外国にルーツ」「経済的支援が必要」「ヤングケアラー」という定義でいくとそれ以外は「ひきこもり」になるのか。確かに言葉をつけないと支援しにくいとは思いますが。事業としては18歳までのひきこもりの子が対象ということですね。

(委員)

「ひきこもり」の定義で就労も含まれると、個人的にはもっと大人のイメージで、「ひきこもり」の子どもは、不登校の子というイメージがあります。

(事務局)

不登校で学校に行けないけど別の場所には行ける子もいて、それは「ひきこもり」なのかという話になってしまう。「ひきこもり」と表記するとその定義に沿った支援になる。「家庭外でのコミュニケーションが困難な」にすればもう少し広い意味になります。

(会長)

学校教育では、不登校とかいじめとかの問題は当然必要だと思う。でもこれは学校教育とは違う部署ということですよ。誰が支援するのですか。具体的には何をやるのですか。

(事務局)

具体的にはひきこもり相談支援事業のことなので社会福祉協議会の「はばたき」が、この取組の事業としてぶら下がっています。

(副会長)

「はばたき」では今は義務教育終了後の「ひきこもり」が対象者となっています。今後は義務教育中の子や不登校の子の支援もどんどん充実していくみたいなイメージですか。

(事務局)

その通りです。ただ、第3期計画としては改めて事業を整理したいと思います。

(委員)

未就学児は幼稚園や保育園に行くのも自由なので「ひきこもり」にはならないし、やはり「^㉓ひきこもりの子どもへの支援の充実」の対象は小・中・高校生ということになるのですね。

(会長)

概ね不登校の子が対象ということですか。

(委員)

「㉓ひきこもりの子どもへの支援の充実」のことだけでいえば、体験学習とか学習の場とか子どもの居場所づくりも関わってくると思うので、細かくここだという定義はなかなか難しい。全部繋がっているようなイメージがあります。

(会長)

この「支援の充実」という表現が、良くいえば大枠であって、悪くいえばぼけている。「子どもへの支援」だから対象は子どもですが、当然そこには親が関わってきます。だから、綺麗には分類できないと思います。不登校の子への支援については「㉔青少年健全育成支援の推進」ということですか。

(事務局)

第2期計画での「㉓青少年健全育成支援の推進」の事業の整理としては、主に教育相談、不登校教室、スクールカウンセラー相談事業となっています。

(会長)

ひきこもりと不登校は別な気がするので、「はばたき」も今は義務教育終了後の人しか対象にしていないとなると、これは主に小さい子になりますから難しいですね。また検討してください。他に支援が必要な要素としての漏れはないですか。

(委員)

親から虐待を受けた子というのは、どこに入るのですか。それは児童相談所の管轄になるのですか。虐待までいかななくても、育児放棄されている子や家庭環境が複雑な子とか、児童相談所への通報までいかないけど瀬戸際の子はどこに入るのかなと思いました。

(事務局)

児童相談所との繋ぎや連携は、子育て支援課の子ども家庭相談係で対応しております。その辺りは、「㉓児童虐待防止対策の充実」で、子どもという表記はしてないですが、取組としては整理しています。

(委員)

「㉓児童虐待防止対策の充実」は親が虐待しないように気をつけてくださいという、主語が

親になりますよね。

(事務局)

対策としてはそうなります。親が子どもの権利をきちんと守るようというところで、整理の仕方が難しいですが、2-1「子どもの権利の尊重」で整理しています。

(会長)

言われてみれば被虐待児は配慮が必要な子どもですよね。「障がいのある」という言葉も、「ハンディキャップを負っている子」にすればいいですかね。

(委員)

「見守りが必要な子」はどうか。

(会長)

なるほど。

(事務局)

事務局としては、すべてが虐待予防に繋がっていると思っています。例えば、1-1「切れ目のない支援の充実」、1-3「育児における経済的支援」、2-3「配慮が必要な子どもへの支援」、また保護者の方の養育能力を含めて見守りや支援が必要な状況があれば、サポートしていきます。表現しきれないですが、すべてが虐待予防に繋がっていると思っています。

(会長)

事業計画なので抽象的な理念になると中間評価で何を評価するのか分からなくなってしまう。それこそ豊明市だけに限らず日本の行政として、被虐待児の対応がこっちじゃない、あっちじゃないと言っていたらどこも対応できないことになる。当然、子どもがいたら親がいて社会があるので、綺麗に分かれる訳ではない。抜け落ちている子、結果的にどこも手を出せなかったということがないようにすることが大事かと思います。子どもは1人では育たないので、様々なことが絡んでくるかなと思います。でも幼児教育をしている方から見たら、子どもを中心に置いて欲しい気持ちがありますよね。親の支援ばかり考えないで、子どもが本当にこれで幸せになるのかというところを考えてほしい。子どもの面倒を見てもらえる時間を増やしたら子どもは本当に幸せか。常に立ち戻って欲しいと思います。個人的には、計画の基本理念が独特で面白いと思います。「子どもが幸せに育つ」という表現はよくしますが、「幸せな子どもが育つまち」になっている。「幸せな子ども」とは何だろうと何度も見て、どうなるのが幸せなのかを常に考えてくださいと言われていたのかなと思っています。

(委員)

第2期計画で計画されていたことを5年間実施して、その評価がニーズ調査ですか。第2期計画期間における課題も合わせて第3期計画に反映していくものだと思います。第3期計画に事業を継続していく流れという理解でいいでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。おっしゃる通り、本会議が何回も開かれるものでしたら、第2期計画の評価をしてから第3期計画の協議に入るのが正式だと思います。順番が前後しておりますが、まずは今回の会議で骨子案を皆様方にご承認いただき、次回の会議で量の見込みや実績を見ていただき、第2期計画の評価についてお伝えする予定でございます。

(会長)

計画したけど評価がなかったら変ですよ。ニーズ調査も評価の一部に入ることですか。いろいろな世代が増えて、実際に子育てしやすいと言っている数が増えている。でも具体的に達成できたかどうかはニーズ調査では分からないですね。

(事務局)

第2期計画について事務局としては評価しています。12月の会議で具体的に説明をさせていただきたいと思います。

(会長)

評価は次回の12月の会議で再度出てくるということですね。今回としては骨子案についていろいろな意見を持ち帰っていただいて、細かいすり合わせをしていただく。骨子案については概ねこの考え方で進めるということによろしいですか。根本的にこの考え方ではないという意見はないですね。実際に評価の項目があれば具体的に実効性のある事業ができる。今日のところの意見としては、項目としてはいいと思います。基本目標の順番をどうするのか、施策や取組について何を上位概念とするか、また言葉の整理もしていただいて、第4章と第5章を作っていただく。最終的にはパブリックコメントがありますか。

(事務局)

あります。12月の会議で、ある程度計画の全体を案としてお示ししてご意見をいただいて、修正したものを1月から1か月くらいパブリックコメントでご意見をいただく。その内容を反映させて、2月の会議で最終的にご審議いただき、3月中には完成し、公表します。

(会長)

今回は骨子案の考え方で進めていくことをご承認いただく。お気づきのことがあれば、まだ

決定ではないので子育て支援課まで連絡してください。それでは、議題（１）の第３期豊明市子ども・子育て支援事業計画骨子案について、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

～全員挙手～

（会長）

ではこの骨子案で進めていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の議事はすべて終了となります。議事進行を事務局にお返しします。

（事務局）

長時間にわたり、貴重なご意見を誠にありがとうございました。

本日の議事録につきましては、ホームページで公開させていただきますのでご了承ください。なお、次回開催は12月頃を予定させていただいております。

以上をもちまして、第2回子ども・子育て会議を終了します。ありがとうございました。